

香川労働局発表
令和7年10月15日

担
当

香川労働局労働基準部

監督課長 小林 知己

監督係長 佐々木 諭

(電話) 087-811-8918

(夜間) 087-811-8926

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、 労使団体等への要請を実施します

ー長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請ー

香川労働局（局長 ともずみ こういちろう 友住 弘一郎）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に先立ち、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、香川県内の経営者団体や労働組合等に対し、傘下の企業や労働組合等において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等についての協力要請を行います。

特に昨年4月から時間外労働の上限規制が完全施行されたことを踏まえ、取引先事業主や県民一人ひとりによる協力の促進についても要請します。

【経営者団体への要請】

■実施日時 令和7年10月28日（火） 10時00分

■要 請 先 香川県経営者協会 （高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所会館5階）
香川労働局長から香川県経営者協会会長に直接要請します。

■当日は同行取材可能です。

令和7年10月24日（金）17時まで上記担当まで連絡をお願いします。

上記の他、次の経営者団体や労働組合等に順次要請を行うこととしています。

香川県商工会議所連合会

香川県商工会連合会

香川県中小企業団体中央会

香川県社会保険労務士会

日本労働組合総連合会香川県連合会